

7 変更届出等の手続 (チェック表、必要な書類一覧 p.27~28 記入例 p.123~131)

(1) 変更届出 (法第14条の2第3項、第14条の5第3項)

次の事項に変更が生じた場合には、変更の日から10日以内(注3)に届出をしなければなりません。

提出部数は正本1部です。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業の一部廃止 (許可項目の減少や石綿含有産業廃棄物を含むことなどの廃止)② 氏名または名称③ 政令で定める使用人または法定代理人④ 法人にあってはその役員または100分の5以上の株主または出資者⑤ 住所および事務所ならびに事業場 (駐車場を含む) の所在地 (移転等)⑥ その他、事業の用に供する主要な施設 (運搬車両等)⑦ 大津市内において、新たに積替え・保管を伴う収集運搬業の許可を受けたとき |
|---|

変更届出は、郵送で提出してください。

許可証の書換えを伴わない変更届出をお送りいただく際に、「控え」としての受付印を押した変更届出の写しを希望される場合には「控え」および返信用封筒 (返送先を記載し、返信分金額の切手を貼ったもの) を必ず同封してください。

許可証の書換えを伴う変更の場合で、許可証の郵送を希望される方は、返信用封筒 (返信先を記載し、重量に応じた定形外郵便料金+簡易書留料金分の郵便切手を貼ったA4サイズが入るもの) を同封しておいてください。簡易書留で郵送します。

(注1) 氏名、名称、住所など許可証の記載事項に変更がある場合は、許可証の書換えを行います。

(注2) 車両変更の場合、届出対象となる増車または減車する車両の届出だけでなく、継続して使用する車両も様式第六号の二の第2面に記載し、届け出てください。届出の際は、可能な限り登録車両の順番を変更しないようお願いします。

また、第6面に写真を添付していただく車両の両側面には、産業廃棄物収集運搬車に係る表示がなされていることが必要です。

(注3) 平成29年5月15日より、法人の場合において登記事項証明書を添付する場合には、「変更の日から30日以内」に変更されました。

(2) 廃止届出 (法第14条の2第3項、第14条の5第3項)

事業の全部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に届出をしなければなりません。提出部数は正本1部です。また、許可証を返納しなければなりません。

(3) 欠格要件該当届出 (法第14条の2第3項、第14条の5第3項)

欠格要件 (p.9~10「欠格要件」を参照。① 第7条第5項第4号チ (不正又は不誠実な行為をする者)、② 法第14条第5項第2号ロ (暴力団員等)、③ 法第14条第5項第2号へ (暴力団員等がその活動を支配するもの) を除く。) に該当するに至った日から2週間以内に都道府

県知事に下記事項について届出をしなければなりません。違反した場合の罰則も定められています。

- | |
|-----------------------|
| ア 欠格要件及び該当するに至った具体的事由 |
| イ 当該欠格要件に該当するに至った年月日 |

チェック表（変更届出書類一覧表）

変更事項	届出書類、添付書類		チェック欄
共通	変更（廃止）届出書（p. 57～58）		
氏名および名称	届出者が法人の場合	定款または寄付行為	
		当該部分がわかる登記事項証明書	
	届出者が個人の場合	住民票の写し	
	許可証		
法定代理人	新たな法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し）		
	新たな法定代理人の登記されていないことの証明書（法定代理人が法人の場合は、その法人の役員の登記されていないことの証明書）注		
	新旧対照表（p. 77）		
	添付書類（第10面）誓約書（p. 67）		
法人の役員	法人の当該部分がわかる登記事項証明書		
	新たな役員の住民票の写し		
	新たな役員の登記されていないことの証明書注		
	新旧対照表（p. 77）		
	添付書類（第10面）誓約書（p. 67） （代表者が変更する場合）許可証		
5%以上の株主または出資者	新たな株主または出資者の住民票の写し（新たな株主または出資者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書）		
	新たな株主または出資者の登記されていないことの証明書注		
	新旧対照表（p. 77）		
	添付書類（第10面）誓約書（p. 67）		
政令で定める使用人	新たな政令で定める使用人の住民票の写し		
	新たな政令で定める使用人の登記されていないことの証明書注		
	新旧対照表（p. 77）		
	添付書類（第10面）誓約書（p. 67）		
事務所および事業場（駐車場を含む。）の所在地	添付書類（第2面）運搬施設の概要（運搬車両一覧等）（p. 60）		
	事務所、事業場、駐車場の所在地付近の見取図		
許可証記載の住所	届出者が法人の場合	当該部分がわかる登記事項証明書	
	届出者が個人の場合	住民票の写し	
	住所の所在地付近の見取図		
	許可証		
水銀使用製品廃棄物、水銀含有ばいじん等の取扱い	添付書類（第1面）事業の全体計画、産業廃棄物の種類・運搬量等（p. 59）		
	添付書類（第2面）運搬施設の概要（運搬車両一覧等）（p. 60）		
	添付書類（第4面）収集運搬業務の具体的な計画（p. 61）		
	添付書類（第5面）環境保全措置の概要（p. 62）		
	添付書類（第7面）運搬容器等の写真（p. 64）		
	許可証		
	*この変更届の対象は、平成29年9月30日までに対象品目の申請をして、許可を受け、その後、更新許可または変更許可を受けていない方です。 （更新許可または変更許可を受けた方は、変更許可申請の対象となります。）		
運搬車両等	添付書類（第2面）運搬施設の概要（運搬車両一覧等）（p. 60）		
	添付書類（第6面）運搬車両の写真（p. 63）		
	自動車検査証の写し		
	車両の使用権原があることを証する書類（p. 71）		
大津市の積替え許可取得	大津市の許可証の写し		
	許可証		
事業の廃止	許可証		

（備考）特別管理産業廃棄物処理業も同様です。

注：「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。（p. 20㉔、p. 21㉕参照）

変更届出等に必要書類一覧（特別管理産業廃棄物処理業も同様）

届出書類	変更事項	氏名、 名称	法定 代理人	役員	株主ま たは出 資者	政令で 定める 使用人	住所、事務 所等の所 在地	運搬 車両	事業の (一部) 廃止	大津市 の積替 え許可 の取得
・産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書 （様式 p. 57、58、記入例 p. 124）		○	○	○	○	○	○	○	○	○
・（第 2 面）運搬施設の概要 （様式 p 60、記入例 p. 126） ・（第 6 面）運搬車両の写真 （様式 p. 63、記入例 p. 129） ・自動車検査証の写し（新規車両のみ） ・車両の貸借に関する証明書（※ 1）							○ （第 2 面）	○ ※ 2		
・定款または寄付行為（法人の場合）		○								
・履歴事項全部証明書（法人の場合）		○		○			○			
・役員等の変更に係る新旧対照表（様式 p. 77）			○	○	○	○				
・変更した役員、株主もしくは出資者、 法定代理人または政令で定める使用 人の住民票の写し等（本籍地（国籍） 記載のもの）（※ 3） ・変更した役員、株主もしくは出資者、 法定代理人または政令で定める使用 人の登記されていないことの証明書 （※ 3）			○ ※ 4	○	○ ※ 4	○				
＜法定代理人が法人の場合＞										
・変更した法定代理人の役員の住民票の 写し等（本籍地（国籍）記載のもの） （※ 3） ・変更した法定代理人の役員の登記され ていないことの証明書（※ 3）			○							
・（第 10 面）誓約書（※ 6） （様式 p. 67、記入例 p. 95）			○	○	○	○				
・住民票の写し（届出者が個人の場合） （変更内容が確認できるもの）		○					○			
・住所、事務所、事業場、駐車場の付近 の見取図							○			
・旧許可証（許可証の書換えを行う場合）		○		代表者が 変更する 場合			○ ※ 5		○	○ ※ 7

注：法人の株主または出資者とは、100 分の 5 以上の割合の株式を有している者、または出資をしている者です。

上記の必要な書類を順に並べたものを正本 1 部提出してください。

住民票の写し等、公的機関が発行する証明書類については、原本を提示の上であればコピーでも結構です。

提出する住民票の写し等はマイナンバーの記載がないものとしてください。

※ 1 自動車検査証の使用者欄の名義人が申請者と異なる車両について必要。 p. 71 参照

※ 2 他の事業者が既に登録した車両は使用できません。

※ 3 住民票の写しは本籍地（国籍）の記載があるものを提出してください。また、登記されていないことの証明書は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」であり、住民票の写し等に記載されている氏名（通称名のみは不可）、生年月日、住所（または本籍、国籍）で証明を取ってください。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。（p. 20㉑、p. 21㉒参照）

※ 4 株主または法定代理人が法人の場合、その法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付してください。

※ 5 許可証に記載のない事務所等の所在地が変更になった場合は、許可証の返納は不要です。

※ 6 役員等の退任のみの場合は不要です。

※ 7 大津市の許可証の写しを添付してください。

◎ 届出内容によっては、許可基準に適合しているかを判断するための、より詳細な資料を求めることがあります。